

浦臼町立診療所

指定管理者募集要項

令和7年7月

浦臼町

浦臼町立診療所指定管理者募集要項

浦臼町立診療所の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 対象施設の概要

（1）名称

浦臼町立診療所

（2）所在地

浦臼町字ウラウシナイ 1 8 3 番地の 1 8 1

（3）管理開始時期

令和 8 年 4 月 1 日

（4）施設概要

①建設年度 令和 7 年度

②構造 木造

③階数 平屋

④敷地面積 2, 5 6 6 . 6 3 m²

⑤延床面積 3 7 5 . 3 0 m²

⑥施設内容 診療室、問診室、処置室、事務室、検査室、待合室、X 線室、CT 室、消毒室、医局、授乳室 他

⑦医療機器 X 線撮影装置、超音波画像断層装置、心電図解析装置、X 線断層装置、CT 撮影装置、電子スコープ、自動高圧蒸気滅菌装置、電子カルテ情報共有サービス、デジタル画像診断システム 他

（5）募集内容

①診療科目 内科、小児科、消化器科等、皮膚科

②診療時間 平日 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 3 0 分

※上記は原則の診療内容ですので、内容については提案あるいは考え方を示すこと。

2. 指定管理者が行う業務

（1）浦臼町立診療所の運営に関すること。

（2）浦臼町立診療所の維持管理に関すること。

（3）その他、浦臼町立診療所指定管理者仕様書のとおり。

3. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4. 指定管理料

- (1) 診療に係る料金及び手数料を収受させるものとし、指定管理料については、町と協議を行うこととする。

5. 応募資格

- (1) 医療法に基づく医療業務ができる法人
 - (2) 診療所の管理運営を安定してできる法人
- ※応募資格者は、法人申請中である者も対象者とします。

6. 募集要項の配付

(1) 配付場所

浦臼町役場住民課

〒061-0692 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ 183-15

TEL0125-68-2112 Fax0125-68-2285

※郵送を希望される場合は、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封の上、浦臼町役場住民課あてご請求下さい。

(2) 配付期間

令和7年7月28日（月）～令和7年8月15日（金）

※土日祝日を除く（配付時間：午前8時30分～午後5時15分）

7. 提出書類

- (1) 公の施設指定管理者指定申込書（様式第1号）
- (2) 申込資格を有していることを証明する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿本
 - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ 申込資格に関する申立書（様式第2号）
 - オ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配付開始日以降に交付されたもの。）
又は納付義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- (3) 管理を行う公の施設の業務計画書（様式第3号）
- (4) 管理に係る収支計画書（様式第4号）
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書類（作成している団体のみ。）

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書。

オ 団体役員の名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

（６）その他の書類

ア 指定管理者の仕様書（提案書）

イ 診療所配置の医師の経歴書

８．提出期限

令和７年８月１８日（月）必着（郵送可）

９．提出先

募集要項配付先に同じ

10．選考方法

応募書類審査により選考します。

必要に応じて、申込者から提出書類の内容について聴き取り調査を行います。

申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

11．面接審査

必要に応じて、行う場合があります。

12．お問い合わせ先

浦臼町役場 住民課生活係

〒061-0692 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ 183-15

電話 0125-68-2112 Fax0125-68-2285

《参考資料等》

- ・ 公の施設指定管理者指定申込書（様式第１号）
- ・ 申込資格に関する申立書（様式第２号）
- ・ 業務計画書（様式第３号）
- ・ 収支計画書（様式第４号）
- ・ 診療所の図面等